

群馬県信用保証協会 レポート 2018

GUNMA GUARANTEE REPORT 2018

～ディスクロージャー誌～



ごあいさつ



群馬県信用保証協会
会長 青木 勇

関係機関の皆さまにおかれましては、平素より当協会の業務に格別のご理解とご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、「群馬県信用保証協会レポート2018 ～ディスクロージャー誌～」を作成いたしました。本誌を通じて、多くの皆さまに当協会の事業実績、経営計画及び取り組み等についてご理解を深めていただき、信用保証制度の有効な活用にお役立ていただければ幸いに存じます。

平成29年度の県内の景気動向は、各種の経済指標では緩やかな回復基調が続いた一方で、多くの中小企業・小規模事業者の経営環境は、依然として厳しい状況にありました。

このような中、県内公的金融の一翼を担う当協会といたしましては、県内中小企業・小規模事業者の経営の安定と発展に寄与すべく、金融機関をはじめ関係機関との緊密な連携のもと、新規保証に積極的に取り組むとともに、条件変更による返済の見直しや経営支援等に取り組み、中小企業・小規模事業者のニーズにきめ細かく対応してまいりました。

平成29年度の業務実績につきましては、利便性の高い当協会独自の事業者カードローン「Gライト」や借換保証制度「Gプライム保証」を創設したところ、活発にご利用いただいたことが大きく寄与し、保証承諾は前年度実績を上回りました。また、保証債務残高につきましては、金融機関のプロパー融資による取り組みや、保証付融資の繰上償還等が要因となり、減少が続いています。一方、代位弁済は、県内経済が回復基調であることに加え、関係機関と連携した経営支援・再生支援への取り組み、延滞先の管理を徹底したことから、8年連続して前年度実績を下回りました。

平成30年度は、信用補完制度の見直しが実施され、信用保証制度は新たなスタートを切ることとなりました。私ども信用保証協会は、公的機関としての使命感を持ち、国、県、市町村、金融機関、経済団体や支援機関などの皆さまとの連携を一層強化して、保証業務を通じた金融の円滑化に努めるとともに、経営状況の厳しい事業者に対しては、金融支援と経営支援の一体的な取り組み等を積極的に推進し、中小企業・小規模事業者の振興と地域経済の発展に向けて、役職員一同全力で取り組んでまいります。

関係機関の皆さまにおかれましては、引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

群馬県信用保証協会レポート 2018

CONTENTS

■	群馬県信用保証協会のプロフィール	— 2
■	事業計画	— 4
■	コンプライアンスへの取り組み	— 10
■	個人情報保護宣言	— 12
■	平成 29 年度の主な取り組み	— 14
■	信用補完制度	— 18
■	信用保証の概要	— 20
■	主な保証制度	— 24
■	「三つの支援」と事業承継支援	— 26
■	業務の流れ	— 28
■	役員・組織体制	— 30
■	平成 29 年度の事業実績	— 34

群馬県信用保証協会のプロフィール

信用保証協会は「信用保証協会法」に基づいて設立された法人で、全国に51協会あります。

当協会は、群馬県内の中小企業・小規模事業者が、金融機関等から事業資金の借入を行う際に、その借入債務を保証することによって円滑な事業資金の調達を支援し、金融機関をはじめとする関係機関と緊密な連携を図り、創業・経営・再生・事業承継支援に積極的に取り組むことで中小企業・小規模事業者の経営の安定と発展に貢献してまいります。

○ 3つの基本理念と行動指針

～ 3つの基本理念～

1. 群馬県の明日を担う中小企業者のよきパートナーとして、「顔の見える、信頼される保証協会」を目指します。
2. 金融機関及び関係機関との連携を深め、中小企業者の経営の安定と発展を支援します。
3. 中小企業者の立場に立った「信用保証」を通じて、地域経済の発展に貢献します。

～行動指針～

1. 健全な業務運営
 - (1) 信用保証協会の公共性を常に念頭におき、高い倫理観を持って、業務に取り組めます。
 - (2) 公正かつ誠実な事業を行うため、コンプライアンスを推進します。
 - (3) 健全な経営基盤を確立するため、業務の効率化に不断の努力を続けます。
2. 質の高い保証サービス
 - (1) 多様化する中小企業のニーズに的確に応えるため、質の高い信用保証業務を推進するとともに、相談・診断・情報提供などの金融相談窓口の充実に努めます。
 - (2) 金融機関及び関係機関との連携を推進し、創業支援、経営支援、再生支援の「三つの支援」に努めます。
 - (3) 中小企業のニーズに応えられるよう、企業活動の現場から生きた知識を吸収することを通じて人材の育成と資質の向上に努めます。
3. 地域経済への貢献
 - (1) 地域に密着した事業活動を展開し、地域経済の安定化、活性化に貢献します。
 - (2) 創業支援に注力し、開業率向上により地域経済の活性化を図ります。
 - (3) 経営支援、再生支援に積極的に取り組み、地域経済の再生を図ります。

○沿革

- 昭和 24 年 9 月 ● 設立許可
- 昭和 24 年 10 月 ● 財団法人群馬県信用保証協会設立
- 昭和 29 年 6 月 ● 特殊法人群馬県信用保証協会に組織変更
- 昭和 44 年 5 月 ● 県内 12 カ所に連絡所を開設
- 昭和 46 年 2 月 ● 群馬県産業会館へ事務所を移転
- 昭和 59 年 6 月 ● 西毛支所及び東毛支所を開設
- 平成 2 年 7 月 ● 太田支所を開設、西毛支所を高崎支所、東毛支所を桐生支所に名称変更
- 平成 10 年 1 月 ● 本所を群馬県中小企業会館に移転
- 平成 10 年 4 月 ● 「本所」、「支所」を「本店」、「支店」に名称変更
- 平成 16 年 10 月 ● 高崎支店移転
- 平成 20 年 10 月 ● 太田支店移転
- 平成 21 年 4 月 ● 桐生支店移転

○プロフィール【平成 30 年 3 月 31 日現在】

【基本財産】

387 億円

【利用企業数】

20,135 企業

【役職員数】

144 名

【事業所数】

本店（前橋市）、高崎支店、桐生支店、太田支店
連絡所 12 カ所（商工会議所 10 カ所及び安中市・中之条町の商工会内）



本店外観
(群馬県中小企業会館 4・5・6 階)

事業計画

群馬県信用保証協会の平成30～32年度の中期事業計画及び平成30年度の年度経営計画は以下のとおりです。

計画達成に向け、職員一同、業務に邁進いたしますので、関係機関の皆様におかれましては、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

○中期事業計画（平成30年度～平成32年度）

群馬県信用保証協会は、「公的な保証機関」として、中小企業・小規模事業者（以下「中小企業」という。）の資金調達をはじめとする金融の円滑化を図るとともに、各種支援業務に取り組み、中小企業の健全な育成と地域経済の発展に貢献します。

平成30年度から32年度までの3ヶ年間の中期事業計画における業務運営の基本方針として、以下に掲げる事項に取り組んで参ります。

1 中小企業の金融円滑化に資する保証制度の推進

中小企業の多様なニーズに適切に応じた保証制度について推進を図っていきます。

2 創業支援の取り組みの推進

地方創生のために将来の地域経済を担うことが期待される、創業希望者を強力にバックアップし、開業率の向上に資するとともに、創業後のモニタリングにも注力します。

3 地方創生や地域経済活性化に向けた金融機関、関係機関との連携強化

地方創生や地域経済活性化に向けて、金融機関、支援機関等関係機関との連携を強化します。

4 金融支援と経営支援の一体的な取り組みの推進

金融機関、関係機関との連携を強化して、中小企業の立場に立った支援メニューを提供します。また、経営支援を必要とする中小企業に対しては、金融支援と経営支援の一体的な取り組みを推進します。

5 事故の正常化に向けた取り組みと事故管理の強化

事故状態の中小企業について、金融機関と連携して、条件変更や借換保証に弾力的に取り組み、正常化を図るとともに、経営改善に資するよう一歩踏み込んだ経営支援に努めます。また、代位弁済が避けられない企業については、速やかに回収部門に引き継ぎます。

6 求償権債務者の実態把握と効率性を重視した管理回収

有担保求償権の減少や第三者保証人の原則非徴求等、求償権の回収を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、今後も更に厳しくなることが予想されます。しかし、求償権の管理回収は、単なる債権の回収ということだけではなく、信用補完制度の堅持や、事業再生支援等の側面も持つ重要な業務として位置づけられることから、回収の最大化を図るため、求償権債務者の実態把握に努め、管理コスト、効率性を意識し、求償権の回収に取り組みます。また、経営者保証ガイドラインについても引き続き適切に対応します。

7 人材の育成と組織力の強化、職場環境の向上

信用保証協会を取り巻く環境の変化や多様化するニーズを把握し、業務を適切に運営していくためには組織力の強化が必須の課題となっています。各種研修への参加や派遣研修を引き続き実施し、人材育成に努め、職員の資質向上を図ります。更に、職員が働きやすい職場環境の

向上にも努めます。

8 コンプライアンス態勢の更なる強化と検査体制の充実、反社会的勢力排除及び不正利用防止のための連携

「公的な保証機関」としての社会的責任を再認識し、反社会的勢力排除等コンプライアンス態勢の更なる充実・強化に努めていきます。また、適切な業務運営を徹底させるため、検査体制の充実を図ります。

9 効率的な広報

信用保証協会法の一部改正により、信用保証協会と金融機関が連携して中小企業への経営支援を強化することが求められています。中小企業の資金調達をはじめとした金融の円滑化を図る保証業務と、中小企業の経営安定・発展を図る「三つの支援」及び事業承継支援等各種支援業務等について、積極的に取り組むことを広報します。

10 電算システムの安定的な運用

多数の信用保証協会が同じ電算システムを利用する利点を生かし、安定的かつ効率的な運用を維持するとともに、設備機器及びソフトウェアの計画的な更新により持続性のある利用環境の構築に努めます。

○年度経営計画（平成 30 年度）

業務環境

1. 群馬県の景気動向

景気の動向は、実質国内総生産などの経済指標からは、緩やかな回復基調が続いており、多くの大企業は好調を維持していますが、一方で県内の多くの中小企業は、依然として厳しい経営環境が続いています。

2. 中小企業を取り巻く環境

県内経済は、各種政策の効果もあって、企業の倒産件数も低水準で推移していますが、経営者の高齢化や後継者不足が進み、休業や廃業による中小企業数の減少は大きな課題となっています。また、有効求人倍率は高水準で推移するなど雇用環境は改善していますが、中小企業においては人手不足が深刻な経営課題となっています。多くの中小企業は、思うように収益力が改善せず、依然として厳しい経営環境を余儀なくされています。

当協会においては、保証債務残高は減少が続いています。また、代位弁済は落ち着いた水準で推移していますが、返済条件を緩和した保証債務残高の水準は依然として高く、景気動向等によっては代位弁済が急増する懸念もあります。

こうした中、当協会はこれまでも金融機関、関係機関と緊密に連携して中小企業の経営を支えて参りましたが、平成 30 年 4 月の信用保証制度の見直しに対応し、これまで以上に中小企業に寄り添って、中小企業金融の円滑化のための金融支援及び創業、経営、再生の三つの支援（以下「三つの支援」という。）、更に事業承継支援に積極的に取り組み、中小企業の振興、地域経済の活力ある発展に貢献していくことが求められています。

業務運営方針

- 信用保証協会法の一部改正により、信用保証協会の業務に中小企業に対する経営支援が追加され、業務を行うに当たっては金融機関と連携する旨が規定されました。当協会としては組織体制を見直すなど、経営支援業務等を強化し、中小企業の経営改善・生産性向上を一層進めていきます。また、金融機関と連携・協力しつつ、経営者保証ガイドラインの適切な運

用に努めます。

- 中小企業のライフステージごとの多様な資金需要に一層きめ細かく対応するため、金融機関、関係機関と緊密に連携し、中小企業に寄り添いながら、様々な保証制度により、中小企業のニーズに応じた金融支援を行うことで、資金繰り支援をはじめとした金融の円滑化に努めます。また、「三つの支援」にも引き続き注力し、金融支援と経営支援の一体的な取り組みを推進し、質の高いサービスを提供することで、中小企業の経営改善を一層進めていきます。
- 経営者の高齢化と中小企業数の減少に対して、金融機関、関係機関と連携して、事業承継の計画策定に向けた相談や専門家派遣等による計画策定支援や助言を行い、中小企業の円滑な事業承継を支援し、事業承継後の経営の安定や事業拡大をサポートします。
- 中小企業の安定的な資金調達を支援し、経営改善を促すため、中小企業に対する金融機関の支援方針を踏まえ、柔軟に保証付き融資とプロパー融資を組み合わせることで、金融機関との適切な連携に注力します。また、金融機関と引き続き対話を行い連携体制を構築します。
- 中小企業の経営改善や事業再生を着実に進めるべく、金融機関、関係機関との連携・協力を図るとともに、特に事業再生の局面においては、個々の中小企業の状況を勘案しつつきめ細かい対応を実施していきます。
- 公的な保証機関として、創業支援等をはじめとする地方創生に一層の貢献を果たしていくため、地方自治体や金融機関、関係機関との連携・協力を進めていきます。
- 求償権回収を取り巻く環境は、非常に厳しい状況にありますが、現況把握を徹底し、実態に即した回収に努めます。
- 信用保証協会を取り巻く環境の変化や多様化するニーズ等を的確に把握し、これらに適切に対応していくため、人材育成と組織力の強化を図ることを目的に、職員個人が自ら業務上の目標を設定し管理をする「目標管理制度」を導入します。また、職員が働きやすい職場環境づくりに努めます。
- 役職員のコンプライアンス意識の更なる向上、徹底を図ります。反社会的勢力排除及び不正利用防止に向けた取り組みを継続します。また、検査体制の充実を図ります。
- 信用保証制度について中小企業、関係機関等に、様々な広報媒体を活用して周知する等、積極的に広報に取り組みます。
- 電算システムについて、安定的かつ効率的な運用を図ります。
- こうした取り組みを通じて、当協会の健全な経営を維持し、保険収支の改善に努め、信用補完制度の持続可能性に寄与します。金融機関、関係機関と連携して、できる限り多くの中小企業の現場に出向き、実態の把握に努めたうえで、中小企業に対して質の高いサービスを継続していき、中小企業の振興、ひいては地方創生や地域経済の活力ある発展に貢献することにより、「顔の見える、信頼される信用保証協会」の実現に努めます。

1. 中小企業の金融円滑化に資する保証制度の推進

創業期、成長期、危機時、安定期、再生期、事業承継等、中小企業のライフステージに応じた保証制度の提案、推進することで、中小企業の成長・発展を図ります。

中小企業の経営実態や資金ニーズに応じて、国や地方公共団体の中小企業政策に則った政策保証や、要件を緩和したカード当貸「Gライトカード」、様々な保証制度を集約できる借換保証「Gプライム保証」等、中小企業にとって利便性の高い保証制度を推進し、資金繰りの円滑化を図ります。

金融機関と連携・協力しつつ、経営者保証ガイドラインの適切な運用に努めます。

2. 創業支援の取り組みの推進

女性創業応援チーム「シルキー クレイン」を含めた当協会の「創業応援チーム」により、創業希望者に対して親身に相談に乗るとともに、創業計画の策定アドバイス等きめ細かな創業支援を行います。必要に応じて信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金（以下「保証協会経営支援強化促進補助金」という。）を活用して専門家派遣を行います。

当協会独自の創業セミナーを開催するとともに、地方公共団体等が開催する創業セミナー、創業スクール等に職員の講師派遣を行い、創業機運の醸成を図ります。

創業後間もない、課題や悩みを抱えている事業者に対して、当協会や金融機関によるモニタリングを充実させ、必要に応じて保証協会経営支援強化促進補助金等を活用して専門家派遣を行います。

3. 地方創生や中小企業の成長・発展に向けた金融機関との連携強化

役員による金融機関本部訪問や、営業部・各支店長による金融機関営業店訪問を積極的に行い、信頼関係を構築します。

金融機関との勉強会、金融機関若手職員向け研修等について、引き続き積極的に開催し、関係強化を図ります。

創業セミナー等への後援及び講師派遣、金融機関経営支援先の当協会専門家派遣事業活用等、金融機関との連携を推進します。特に、地方創生に係る中小企業の振興を目的として提携覚書を締結した金融機関とは、それぞれの金融機関の独自性を活かした具体策を実施し、実効性を高めていきます。

中小企業の安定的な資金調達を支援し、成長・発展を促すため、中小企業に対する金融機関の支援方針を踏まえ、柔軟に保証付き融資とプロパー融資を組み合わせることで、金融機関との連携に注力します。また、金融機関と引き続き対話を行い連携体制の構築を行います。

4. 地方創生や地域経済活性化に向けた関係機関との連携強化

群馬県中小企業支援ネットワーク会議の事務局として、県内中小企業の経営安定・発展を図り、地域経済の活性化に貢献するための連携強化に取り組みます。

群馬県中小企業サポーターズ協議会や、はばたけ群馬！産業支援本部、群馬県創業支援連携会議等の一員として、積極的に関係機関と連携して活動していきます。

県・市町村、金融機関等が開催するビジネスマッチングのための交流会、商談会等を積極的に後援するとともに、ブース出展や個別相談等の協力を行い、地方創生・地域経済の活性化に貢献します。

5. 反社会的勢力排除及び不正利用防止

公的機関としての使命感を持ち、反社会的勢力排除や不正利用防止のため、新規利用先の現地調査や全国暴力追放運動推進センター（以下「全国暴追センター」という。）からの情報活用、群馬県暴力追放運動推進センター（以下、「群馬県暴追センター」という。）との連携等により、チェックの徹底を図ります。

6. 金融支援と経営支援の一体的な取り組みの推進

返済緩和の条件変更を繰り返している中小企業の経営改善を図るため、平成30年4月に経営支援課（旧企業支援課）の体制を強化し、保証協会経営支援強化促進補助金や認定支援機関による経営改善計画策定支援事業（405事業）への独自補助等を活用して、専門家派遣や経営改善計画策定を推進します。また、当協会が事務局を務める群馬県経営サポート会議を積極的に開催し、金融機関、関係機関と連携して経営支援に取り組みます。生産性向上を必要としている企業に対しても、保証協会経営支援強化促進補助金を活用した専門家派遣等により、計画策定支援や助言を行います。

金融円滑化法終了後も、その趣旨を堅持して条件変更による返済緩和に応じてきましたが、その一方で、返済緩和先に対する返済正常化に向けた取り組みが充分でなかったことから、返済緩和率が依然として高止まりしているため、平成30年4月に創設される財務支援課や、営業部・各支店保証課において、当該企業や金融機関等に対して、様々な保証制度を集約できる借換保証「Gプライム保証」や借換保証等を活用した返済正常化に向けた働きかけを積極的に行います。

群馬県経営力強化アシスト資金、経営力強化保証、経営改善サポート保証、事業承継に係る保証制度、経営力向上関連保証等、金融支援と経営支援が一体となった保証制度を積極的に提案して、中小企業の資金繰りと経営改善を総合的にサポートします。

群馬県中小企業再生支援協議会、株式会社整理回収機構、株式会社地域経済活性化支援機構

等との連携を強化するとともに、高度で複雑な再生手法にも積極的に参画し、求償権消滅保証等の再生手法を活用しながら、再生支援に取り組みます。

経営者の高齢化と中小企業数の減少が進み、事業承継が大きな課題となる中、群馬県事業引継ぎ支援センターなど関係機関と連携を図るとともに、保証協会経営支援強化促進補助金を活用した専門家派遣等により、計画策定支援や助言を行います。また、当協会独自の事業承継保証制度「次世代サポート保証」等により金融支援にも注力します。

金融・経営窓口相談コーナーや、中小企業の現場に直接出向く出前金融・経営相談といった相談業務にも引き続き注力します。

保証利用先の業況把握のため、現地調査を積極的に実施するとともに、金融機関のモニタリング資料を効果的に活用します。大口保証利用先及び専門家派遣等を実施した先については、担当者による定期的なモニタリングを続けます。また、中小企業訪問時には、必要に応じて「中小企業経営診断システム」による経営診断報告書を持参し、対話の糸口として活用するとともに、企業経営の参考資料として提供します。

延滞先について、金融機関に働きかけ、条件変更や借換等により、事故状態に至る前に返済正常化を図ります。

7. 事故の正常化に向けた取り組みと事故管理の強化

平成 29 年度末に調整課を廃止し、平成 30 年度から中小企業や金融機関と距離の近い保証課が事故受付及び調整業務を担当することで、事故状態の中小企業の実態把握強化につなげ、条件変更や借換保証等の弾力的な取り組みを図り、事故状態からの正常化を推進します。また、必要に応じて部署間で連携し、経営支援も含めた対応策を検討します。

事故状態が長期化している中小企業については、年に 2 回「事故整理強化月間」を設け、集中的かつ定期的に正常化につなげます。

代位弁済が避けられない先については、回収部門に引き継ぎ、関係人の資産等情報収集に努め、企業実態に即した回収につなげるとともに、速やかに代位弁済を進めます。

8. 管理回収の強化

現況把握を最優先課題とし、現地調査、担保・資産調査を積極的に行い、実態に即した返済交渉等により回収に努めます。経営者保証ガイドラインについても引き続き適切に対応します。

事業継続中で定期弁済を行っている求償権先については、積極的に訪問を行い信頼関係の構築に努め、関係部署と連携し再生支援も視野に業況把握を継続します。

9. 人材の育成及び組織力の強化並びに働きやすい職場環境の向上

信用保証協会を取り巻く環境の変化に対応していくため、人材の育成と組織力の強化を図ることを目的として、職員個人が自ら業務上の目標を設定し管理をする「目標管理制度」を導入します。

各種研修への参加、OJT、内部研修の実施及び外部講師による講演会の開催等により、信用保証協会職員として必要となる知識等を習得し、職員のレベルアップを図ります。

経営計画の策定及び評価等、重要なテーマを設け、内部での意見交換会等を開催し、認識を共有することにより、組織力の強化を図ります。職員が一丸となって業務に取り組むよう、信用保証協会職員としてのあるべき姿についての認識を共有します。

企業診断・経営支援業務を担える人材の育成を推進するため、職員を中小企業診断士養成課程に派遣するなど各種資格取得の奨励や、全国信用保証協会連合会が実施するレベル別信用調査検定プログラム等により、職員一人ひとりのスキルアップを図り、適切な業務運営につなげます。

全国信用保証協会連合会への職員の派遣を継続して行うとともに、日本政策金融公庫（信用保証部門）、群馬県産業支援機構、群馬銀行への派遣研修も引き続き実施し、人材育成に努めます。

衛生委員会の活動等を通じたメンタルヘルスケアへの取り組み等、職員が働きやすい職場環境づくりに努めます。

10. コンプライアンス態勢の更なる強化及び検査体制の充実

新規利用先の現地調査や全国暴追センターからの反社会的勢力に関する情報活用、群馬県暴追センターと連携等を図りながら、反社会的勢力排除に向けた態勢を強化します。

平成30年4月改正のコンプライアンス関連規程の内容について職員に周知し、理解を深めるとともに、個人情報の保護・管理の徹底及びハラスメントのない健全な職場づくりを実践します。

内部検査及び自店検査の検査項目を継続的に見直し、内部検査体制の充実を図ります。

11. 効果的な広報

創業トータルサポート体制（相談、ガイドブック、金融、広報・セミナー）について積極的に広報します。当協会がスポンサーとなりFM GUNMAと共同制作している創業応援番組「チャレンジ・ザ・ドリーム」については、平成30年度も番組を継続します。「三つの支援」及び事業承継支援についても、新しい保証制度を含めて積極的に広報します。

当協会の業務や政策保証等について、中小企業や関係機関に周知すべく、保証月報の充実、ホームページの見直し、ディスクロージャー誌等の作成、マスメディアの活用等により、タイムリーかつきめ細かな情報発信に努め、利用者の利便性向上につなげます。

反社会的勢力及び不正利用排除について、当協会が発行する広報物等に明記するなど、周知徹底を図ります。

平成30年4月の信用保証制度の見直し等について、引き続き漏れのない周知活動を行います。

12. 電算システムの安定的な運用等

基幹システムの運用委託先である保証協会システムセンター株式会社（以下「システムセンター」という。）と緊密に連携して、安定的かつ効率的な業務運営体制の強化を図ります。

財務入力システム等の協会独自のサブシステム及び業務端末について、機能の維持及び向上を図るために計画的に機器を更新し、持続性のあるシステム環境を構築します。

インターネット端末のセキュリティの強化や被災時におけるバックアップセンターへの切替対応など、情報セキュリティ対策の強化を図ります。

システムセンター主催の研修会への参加や外部講師による研修会の実施により、システム担当者の育成を継続的に進めます。

保証承諾等の見通し

平成30年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下のとおりです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	1,358億円	125.7%
保証債務残高	3,332億円	94.8%
代位弁済	76億円	101.3%
回収	16億円	94.1%

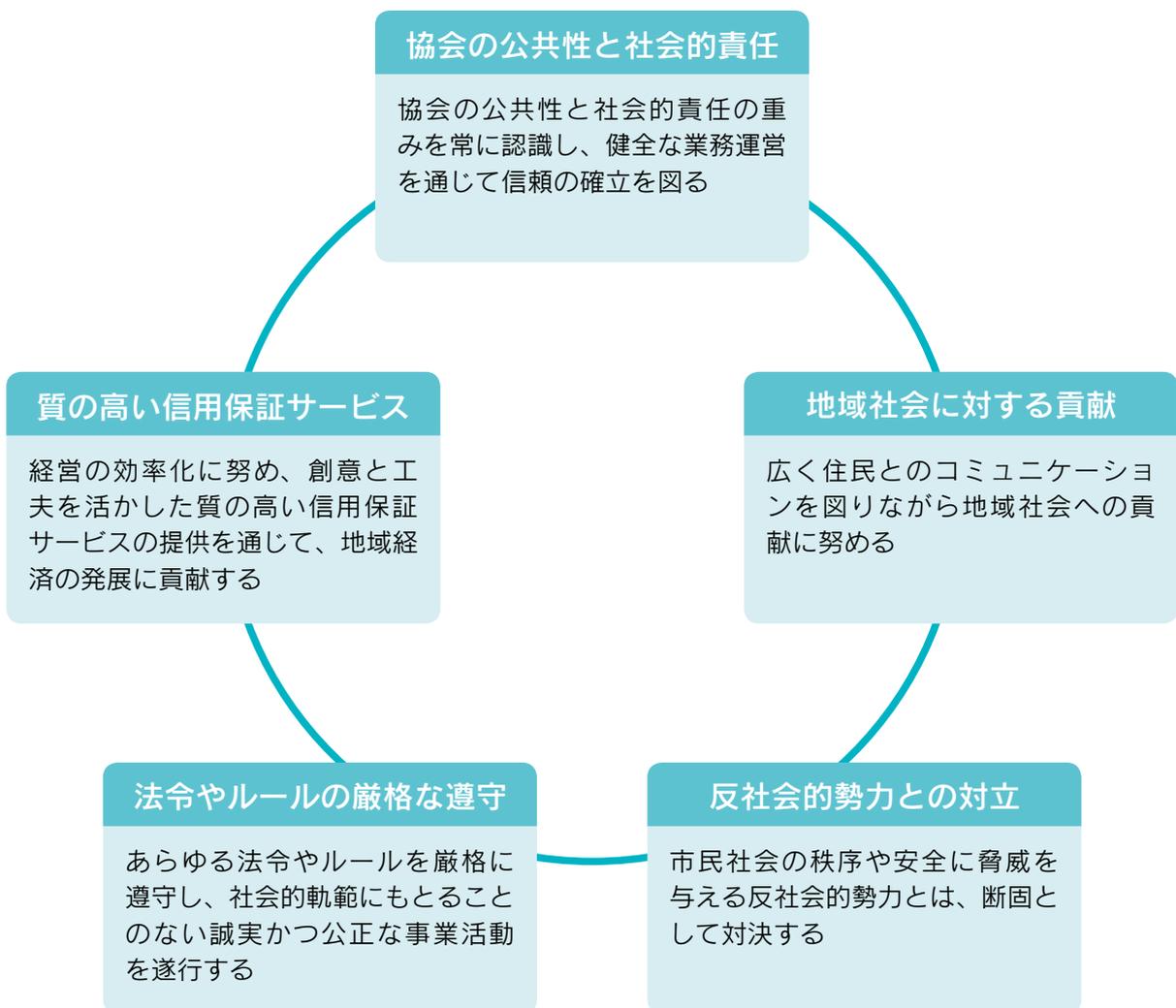
コンプライアンスへの取り組み

信用保証協会は、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展を積極的に支援するという公共的使命と社会的責任を果たすため、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行することが求められています。

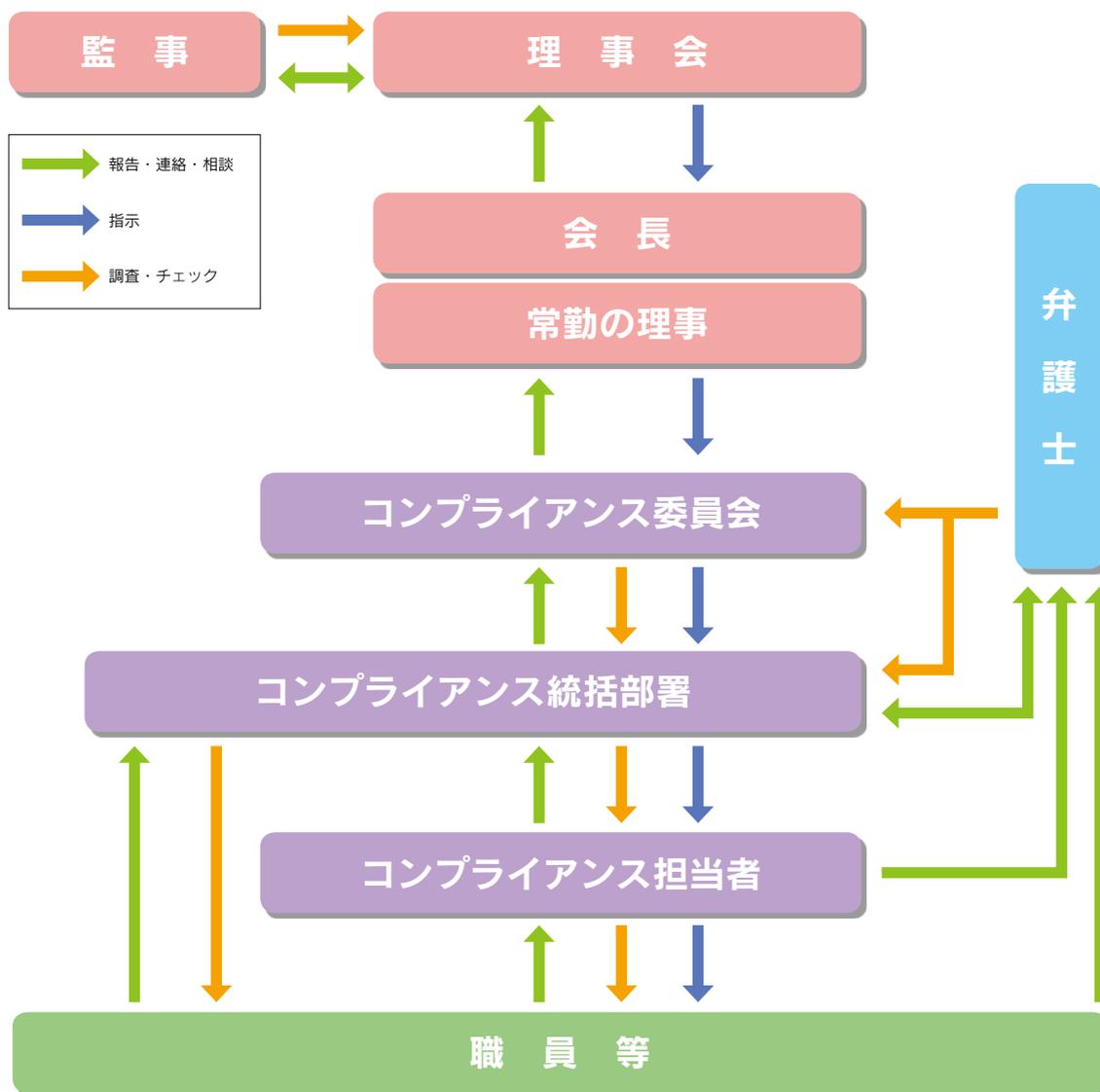
そのため、当協会では信用保証制度全体に対する信頼の確立を目指すため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に取り組んでおります。

これを実践するための基本方針として、「倫理憲章」を定めております。

○群馬県信用保証協会倫理憲章



○コンプライアンス組織体制図



反社会的勢力に係る企業等への保証はいたしません

1. 暴力団等の反社会的勢力は、信用保証の対象とはなりません

公共性の高い使命と重い社会的責任を負う信用保証協会としては、暴力団等の反社会的勢力に対しては信用保証を行いません。

また、申込人や保証人が、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う場合も保証の対象としておりません。

信用保証をご利用の際にご提出いただく信用保証委託契約書には、委託者ご本人または保証人が暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと、またはそれに類する行為を現在かつ将来にわたり行わないことなどを表明、確認していただくため、反社会的勢力を排除する旨の条項を定めております。

暴力団等反社会的勢力は、信用保証の対象とはなりませんのでご注意ください。

信用保証制度を不正に利用した場合は、法令により処罰されます。

2. 第三者が介在、介入する保証申込は取り扱いいたしません

信用保証協会では、信用保証制度を悪用する行為を排除し、公正な保証の取り扱いをするために、暴力団関係者や金融斡旋屋等の第三者が介在、介入する保証申込は取り扱いいたしません。

個人情報保護宣言

群馬県信用保証協会は、信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取り扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

- 当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（又は備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

- お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

4. 個人情報保護の維持・改善

- 当協会は、お客様の個人情報の取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5. 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取り扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口にて備え置きしてある「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口にて持参（又は郵送）ください。

7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正又は削除いたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- お客様の個人情報を個人情報保護法第 23 条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- 6、7 の具体的な手続きにつきましては当協会ホームページ（又は備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の 8. (3)「開示等の請求等に応じる手続き等に関する事項」をご覧ください。

8. 質問、苦情について

- 当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

- 当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所	前橋市大手町三丁目 3 番 1 号	
電話番号	027-231-8816	027-231-8875
部 署 名	群馬県信用保証協会 総務部 総務課	群馬県信用保証協会 保証統括部 保証推進課

平成 29 年度の主な取り組み

○新たな保証制度

事業者カードローン当座貸越根保証「Gライト」を創設しました

群馬県内の中小企業・小規模事業者の皆様が、経営に必要な資金を継続的に調達できるよう、平成 29 年 5 月に事業者カードローン当座貸越根保証「Gライト」を創設し、取り扱いを開始いたしました。通常の事業者カードローン当座貸越根保証と比べ、資格要件を緩和し、より多くのおお客様にご利用いただけるようになっております。



事業承継保証制度「次世代サポート保証」を創設しました

群馬県内の中小企業・小規模事業者の皆様が、円滑に事業承継を行える環境を整えるため、平成 29 年 5 月に事業承継保証制度「次世代サポート保証」を創設し、取り扱いを開始いたしました。本制度は事業承継時から事業承継後 3 年未満の方で、事業承継に伴い、事業の多角化や事業転換を図るための資金や、事業用資産の取得資金などが対象となります。また、通常の保証より保証料率を引き下げております。



借換保証制度「Gプライム保証」を創設しました

群馬県内の中小企業・小規模事業者の皆様が、より借り換えをしやすい環境を整えるため、平成 29 年 7 月に借換保証制度「Gプライム保証」を創設し、取り扱いを開始いたしました。通常、複数の保証制度をご利用いただいている場合の借り換えは、保証制度ごとに借り換えをしていただきますが、「Gプライム保証」では、複数の保証制度を一本化し、新たな事業資金の上乗せをすることができます。



○金融機関との連携

金融機関と連携強化のため、覚書を締結しました

この取り組みは、地方創生や中小企業・小規模事業者への支援強化を目的として平成28年度から始めており、平成29年度は、新たに高崎信用金庫、あかぎ信用組合、ぐんまみらい信用組合の3つの金融機関と業務連携に関する覚書を締結いたしました。平成29年度末までに8金融機関と覚書を締結しております。

連携の内容は金融機関によって様々ですが、創業支援・経営支援等の取引先企業の支援業務に関することや、勉強会・意見交換会開催等、金融機関と当協会との人的な交流に関することなど多岐にわたっております。今後も中小企業・小規模事業者の皆様にとって頼りになる存在となれるよう、金融機関との連携を強化し、質の高い支援を行ってまいります。

信用保証基本業務研修を開催しました

平成29年11月15日、16日に群馬県立産業技術センターにおいて、信用保証基本研修を開催いたしました。4回目の開催となる今回の研修では、銀行、信用金庫、信用組合から合計13金融機関、93名の若手担当者の方々にご参加いただき、基本的な信用保証業務の理解と当協会若手職員との交流を目的として行われました。

研修会の第1部では、「信用補完制度と信用保証協会」及び「信用保証の制度資金」と題して、当協会職員が講義を行いました。



第2部では、当協会の若手職員と、金融機関の若手担当者が9つのグループに分かれ意見交換を行いました。



今後も、金融機関の皆様にご理解を深めていただく取り組みを継続し、一致協力して中小企業・小規模事業者の皆様を支援できるよう努めてまいります。

○創業支援の取り組み

シルキー クレイン presents ガールズ創業カフェ in 桐生 を開催しました

平成 29 年 10 月 22 日（日）、当協会主催（後援：群馬県、群馬県産業支援機構、桐生市、桐生商工会議所、桐生地域地場産業振興センター、桐生信用金庫、日本政策金融公庫）の女性向け創業セミナー「シルキー クレイン presents ガールズ創業カフェ in 桐生」を開催いたしました。

このセミナーは、当協会の女性創業応援チーム「シルキー クレイン」が、県内の創業機運の醸成、女性の創業の後押しを目的に、28 年度に引続き開催したもので、29 年度は桐生市の飲食店 Laule'a（ラウレア）を会場に、創業希望者、創業者、また、創業に興味がある方など 23 名の女性が参加されました。

【第 1 部 創業トーク】

出演：Laule'a・丹羽貴映子さん
靴修理 Ray・栗崎直美さん
司会：奈良のりえアナウンサー

セミナーの第 1 部では、桐生市内でハワイアンカフェを営み、当セミナー会場の提供をくださった「Laule'a」の丹羽貴映子さんと、パート勤務で携わった靴修理の仕事に魅了され、みどり市で創業を果たした「靴修理 Ray」の栗崎直美さんによる「創業トーク」が行われ、お二方の創業時から現在に至るまでのさまざまな体験談をお話いただきました。



【第 2 部 講演】

講師：税理士・中小企業診断士 田子宏美さん

第 2 部では、群馬で唯一の女性の税理士・中小企業診断士の田子宏美さんをお迎えし、創業までの流れやビジネスプランの立て方などについて、実践的なご講演をいただきました。

【第 3 部 ダンス・音楽の鑑賞と食事】

フラダンス：Ka lani hoku（カ ラニ ホク） 菊田博江さん
ギター弾き語り：シンガーソングライター サトチエさん

第 3 部では、前橋市でスタジオ「Ka lani hoku」をオープンしているフラダンサーの菊田博江さんによるフラダンスと、赤城山で喫茶店「虫の音」を営みながら音楽活動を続けているシンガーソングライターのサトチエさんによるギター弾き語りのライブが行われ、「Laule'a」のお食事をいただきながら、ダンスと音楽の鑑賞を楽しんでいただきました。

【第 4 部 交流タイム】

第 4 部では、セミナー参加者同士が自由に情報交換や意見交換を行うなど、交流を図りました。



FM GUNMAとの共同制作番組「チャレンジ・ザ・ドリーム」について

FM GUNMAの創業応援番組「チャレンジ・ザ・ドリーム」は、平成29年度も継続して放送いたしました。このラジオ番組は、平成25年4月から放送しております。

企業のトップや経済界のリーダーから創業や事業承継時に経験したこと、経営者となってからの挑戦の軌跡やこれから創業をされる方・若者へのメッセージなどをお話しいただいております。また、特徴のある事業者や、新規創業者などを「チャレンジ企業」として紹介しております。平成29年度は、24名の経営者等にご出演いただき、興味深いお話をさせていただきました。

また、番組の一部では、当協会からのトピックスを紹介するコーナーも設けており、県内の中小企業・小規模事業者へ情報発信をしております。

なお、過去放送分につきましては、当協会ホームページに掲載しております。

また、平成28年度に放送したトップインタビューをまとめた冊子「チャレンジ・ザ・ドリーム～群馬の明日をひらく～平成28年度版」を発刊しました。起業やイノベーションのヒントに満ちた経営者の言葉がたくさん詰まった冊子です。

金融機関、関係機関、教育機関や創業スクールなどに幅広く提供し、創業意欲の向上に資する取り組みを行いました。



○職員の資質向上への取り組み

外部講師をお招きし、各種研修を行いました

職員の資質向上への取り組みとして、外部の講師をお招きし、各種研修を行いました。主な研修は以下のとおりです。今後も、取り組みを継続し、中小企業・小規模事業者の皆様のお役に立てるよう努めてまいります。

【平成29年度の主な研修】

- ・平成29年7月4日、しののめ信用金庫 常務理事 木村恵治 様を講師に招き、「建設業を中心とした財務分析」と題し、ご講演をいただきました。(35名参加)
- ・平成29年7月7日、群馬県警察本部 刑事部 組織犯罪対策第一課 暴力団排除係長 警部補 神宮洋介 様を講師に招き、反社会的勢力との関係遮断に係るご講演をいただきました。(43名参加)
- ・平成29年8月10日、FM GUNMA「出張話し方・マナー教室」を活用し、フリーアナウンサー 奈良のりえ 様を講師に招き、「ビジネスマナー・話し方」研修を開催いたしました。(26名参加)
- ・平成29年10月3日～11日、10月23日～26日、(株)コンサルティングアソシエイツ 佐野富二夫 様を講師に招き、「自己申告・勤務評定定着」研修を開催いたしました。(109名参加)
- ・平成30年1月19日、日本政策金融公庫保険審査部審査第二グループよりグループ長 矢坂正展 様、上席代理 古川智昭 様の2名を講師に招き、「信用保険制度研修会」を開催いたしました。(29名参加)

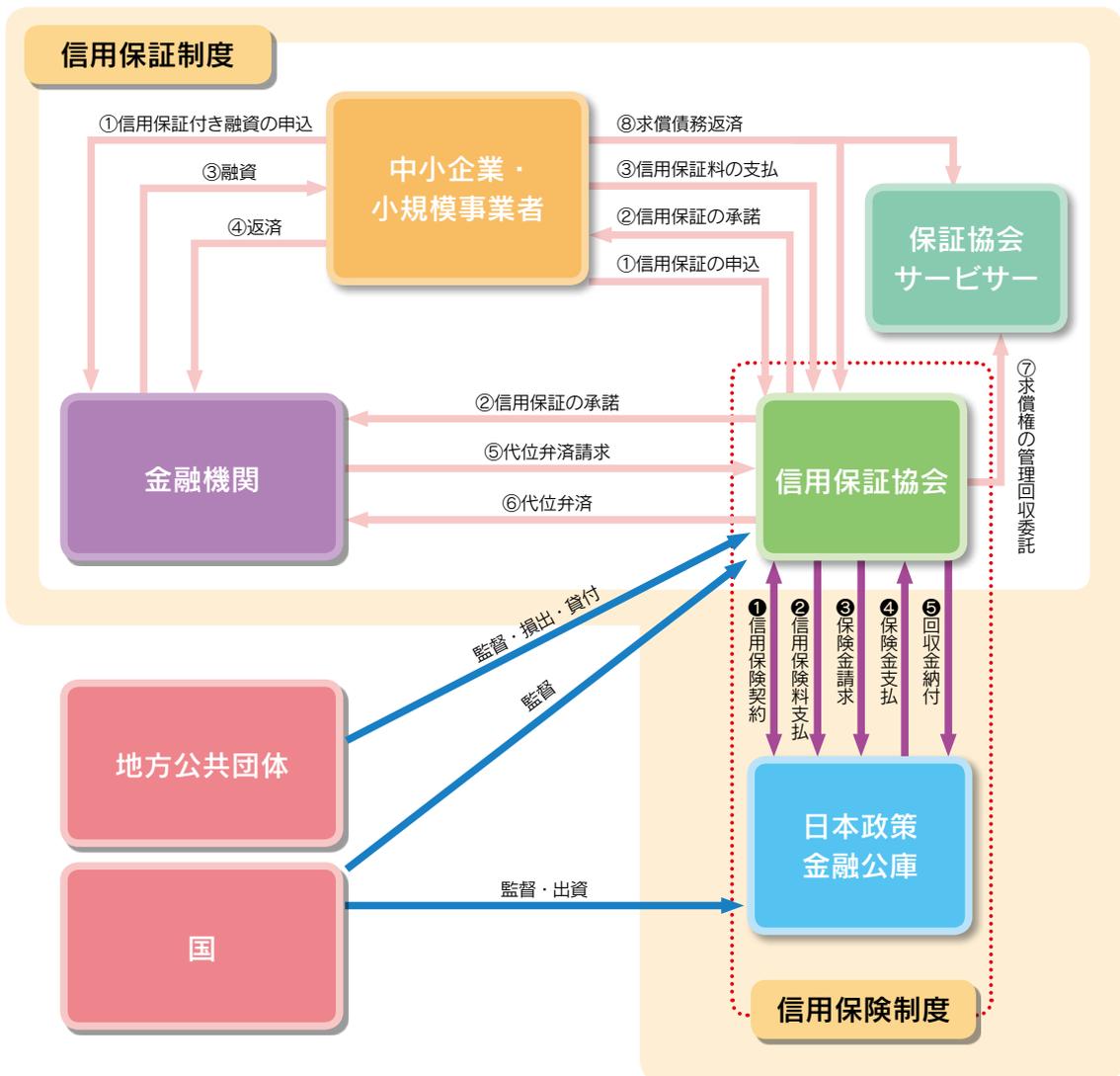
※講師の皆様の手紙は研修当日のものです。

信用補完制度

信用補完制度は中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が行う債務の保証について日本政策金融公庫が再保険を行う「信用保険制度」の総称です。両制度は、相互に一体的に機能しています。



○信用補完制度のしくみ



信用保証制度

- ①中小企業・小規模事業者等は、金融機関に信用保証付き融資の申込を行い、金融機関を經由して信用保証協会に信用保証の申込をしていただきます。
- ②信用保証協会は、中小企業・小規模事業者等の事業の内容や経営計画を確認し、その結果、信用保証をすることが適当と認め、申込内容を承諾した場合は、金融機関及び中小企業・小規模事業者等へ通知いたします。
- ③信用保証の承諾の通知を受けた金融機関は、中小企業・小規模事業者等へ融資します。中小企業・小規模事業者等は、借入と同時に信用保証協会へ信用保証料をお支払いいただきます。
- ④中小企業・小規模事業者等は、融資条件に基づいて借入金を金融機関へ返済していただきます。
- ⑤中小企業・小規模事業者等が返済できなくなった場合、金融機関は信用保証協会に対して残りの融資金の支払を請求します。
- ⑥信用保証協会は、金融機関の請求に基づき、中小企業・小規模事業者等に代わって金融機関へ借入金の支払をいたします（代位弁済）。
- ⑦⑧代位弁済後、中小企業・小規模事業者等と信用保証協会にて相談し、借入金を返済していただきます。なお、一部の求償権については、保証協会債権回収株式会社（通称：保証協会サービサー）群馬営業所へ管理回収業務を委託しております。

信用保険制度

- ①信用保証協会が中小企業・小規模事業者等のために金融機関に対して行う債務の保証について、日本政策金融公庫と信用保証協会は、信用保険契約を締結します。
- ②信用保証協会が信用保証を行った場合は、日本政策金融公庫に信用保険料を支払いいたします。
- ③信用保証協会が金融機関に代位弁済を行った場合は、日本政策金融公庫に対して保険金の支払を請求いたします。
- ④日本政策金融公庫は、信用保証協会の請求に基づき、信用保険の種類に応じて定められたてん補率（代位弁済を行った元金の70%～90%）で保険金を信用保証協会へ支払います。
- ⑤信用保証協会は、中小企業・小規模事業者等からの返済金について、てん補率に応じて日本政策金融公庫へ回収金を納付いたします。

信用保証の概要

○信用保証をご利用いただける方

企業規模

会社の場合、資本金（資本の額又は出資の総額）及び常時使用する従業員のいずれか一方が、下表の条件に該当していれば信用保証をご利用いただけます。

個人事業者及び特定非営利活動法人（NPO 法人）の場合、常時使用する従業員が、下表の条件に該当していれば信用保証をご利用いただけます。

業種	資本金	常時使用する従業員
製造業等	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業（士業法人も含む）	5,000 万円以下	100 人以下
医療法人等	-	300 人以下

※ただし、下表の政令特例業種については、企業規模が異なります（NPO 法人は特例対象外）。

業種	資本金	常時使用する従業員
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く)	3 億円以下	900 人以下
ソフトウェア業	3 億円以下	300 人以下
情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下

業種

大半の業種がご利用いただけますが、中小企業信用保険法施行令により、下表の業種は信用保証の対象外とされています。

主な信用保証の対象外の業種

農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）、学校、政治・経済・文化団体、宗教
その他、信用保証制度の目的から保証対象とすることが好ましくない業種や制度上積極的に支援・育成するにふさわしくない業種

所在地・業歴・許認可

群馬県内において工場・店舗又は事務所を有し、事業を行っている方が群馬県信用保証協会をご利用いただけます。また、創業関連保証等については、業歴に関係なく創業前からご利用いただけます。

また、免許、許可、登録、届出等を必要とする事業については、適法に許認可等を受けていることが必要です。

○信用保証の内容

保証限度額

1 企業者に対する一般的な保証の限度額は下表のとおりです。なお、下表とは別枠でご利用いただける保証もございますので、詳しくは営業部・各支店の保証課までお問い合わせください。

組織	保証限度額
個人事業者・会社・医療法人等・NPO 法人	2 億 8,000 万円
組合	4 億 8,000 万円

資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金となります。

連帯保証人

当協会では、特別な事情がある場合を除き原則として法人代表者以外の連帯保証人を不要としております。

一般事業者における連帯保証人の取り扱い

次の場合を除き、個人事業者の場合は、原則として連帯保証人を不要とし、法人は代表者以外の連帯保証人を不要としております。

- ①実質的な経営権を持っている者や、営業許可名義人、及び申込人（法人の場合はその代表者）と共に当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
- ②本人または代表者が健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- ③財務内容や経営の状況等を総合的に判断して、通常の保証許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合

組合における連帯保証人の取り扱い

原則として代表理事のみを連帯保証人としますが、個々の組合の実情に応じ他の理事を連帯保証人とする場合があります。

なお、転貸資金については、代表理事のほか、転貸先組合員（組合員が法人の場合はその代表者）を連帯保証人とします。

担保提供者の取り扱い

担保提供者は法人の代表者及び前記「一般事業者における連帯保証人の取り扱い」に該当する場合を除き連帯保証人とはしません（担保提供者は物上保証人とします）。

当協会では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を尊重した対応を行っております。本ガイドラインの趣旨に照らして経営者保証が不要となる場合があります。

○信用保証料

信用保証料は、中小企業・小規模事業者と信用保証協会の「信用保証委託契約書」に基づき、保証利用の対価としてお支払いいただくものです。

保証料率の体系

保証料率は、原則として中小企業・小規模事業者の信用リスクに応じて9段階に区分（弾力化）された体系としております。

(単位：%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)

※上記保証料率は、貸付金額に対する年率となります。

※9段階の区分は、CRD（中小企業信用リスク情報データベース）により、財務情報を評価し、非財務情報を加味して決定いたします。

※特殊保証とは、当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、手形割引根保証です。

例外として、経営安定関連保証などの一部の保証制度は、一律の保証料率が適用されます。

(単位：%)

保証制度	保証料率	保証制度	保証料率
経営安定関連保証（1～4・6号）	0.80	経営安定関連保証（5・7・8号）	0.68
創業関連保証	0.70	創業等関連保証	0.70

※上記保証料率は、貸付金額に対する年率となります。

※上記の保証制度は代表例です。

保証料率の割引

不動産担保をご提供いただく場合や、一部の群馬県制度資金をご利用いただく場合などは、信用保証料率が割引となります。

定性割引	割引の内容
有担保割引	弾力化保証料率が適用される保証及び一律の保証料率が適用される一部の保証について、保証料率を0.1%割り引きます
会計参与設置会社割引	一括支払契約保証を除く全ての保証について、保証料率を0.1%割り引きます

(単位：%)

割引が適用される群馬県制度資金の保証料率（弾力化保証料率の場合）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有対象外	2.00	1.80	1.60	1.40	1.15	0.90	0.72	0.56	0.40
責任共有対象	1.730	1.580	1.380	1.180	0.980	0.830	0.664	0.498	0.373

※上記保証料率は、貸付金額に対する年率となります。

※一律料率で割引が適用される群馬県制度資金もございます。

○責任共有制度

責任共有制度は、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図ることにより、両者が連携して中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うことを目的としています。

負担割合

信用保証協会の保証が付いた融資の負担割合は、原則として、信用保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。

ただし、一部例外的に除外される保証制度があります。

責任共有の対象外となる保証制度

- ①経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～4号・6号
- ②災害関係保証
- ③創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）、創業等関連保証
- ④特別小口保険に係る保証
- ⑤事業再生保証
- ⑥小口零細企業保証
- ⑦求償権消滅保証
- ⑧中堅企業特別保証
- ⑨東日本大震災復興緊急保証
- ⑩経営力強化保証

（ただし、「責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む）」を「経営力強化保証」で借り換える場合であって、信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）

- ⑪事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）

（ただし、「責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む）」を「事業再生計画実施関連保証」で借り換える場合であって、信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）

- ⑫危機関連保証

責任共有の方式

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、各金融機関にはいずれかの方式を選択していただいております。

なお、中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証（ABL保証）等、一部の保証制度については、金融機関が選択した方式に関わらず部分保証で取り扱いしております。

部分保証方式	負担金方式
融資金額の80%を信用保証協会が保証する方式 ◎保証金額 = 融資金額 × 80%	融資金額の100%を信用保証協会が保証するが、金融機関の信用保証利用実績に応じて一定の負担金を信用保証協会に納付する方式

主な保証制度

中小企業・小規模事業者の多様な資金需要に応え、円滑な資金調達の促進を図るため、各種保証制度をご用意しております。主な保証制度の概要をご紹介します。

○通常の保証

普通保証

長期保証

- 対象 中小企業・小規模事業者 ●保証料率 0.45%～1.90%
- 保証限度額 2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
- 保証期間 20年以内（普通保証は3年以内） ●貸付利率 金融機関所定

○小規模事業者の方

小口零細企業保証

- 対象 従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下。ただし娯楽業、旅館業は20人以下）
- 保証料率 0.50%～2.20%
- 保証限度額 2,000万円 ●担保 原則不要
- 保証期間 10年以内 ●貸付利率 金融機関所定

○これから事業を始める方、創業後間もない方

創業関連保証

- 対象 1. 「事業を営んでいない個人」が「1カ月以内（※）に個人で事業を開始する場合」又は「2カ月以内（※）に会社を設立する場合」
（※認定特定創業支援事業により支援を受け、支援を受けたことについて市町村長の証明を受けた場合は、それぞれ6ヶ月以内となります。）
2. 「事業を営んでいない個人」により創業又は会社を設立した後、5年未満の場合
3. 分社化を計画する会社、及び分社化により設立された5年未満の会社
- 保証料率 0.70% ●保証限度額 2,000万円 ●担保 不要
- 保証期間 10年以内 ●貸付利率 金融機関所定

創業等関連保証

- 対象 1. 「事業を営んでいない個人」が「1カ月以内に個人で事業を開始する場合」又は「2カ月以内に会社を設立する場合」
2. 「事業を営んでいない個人」により創業又は会社を設立した後、5年未満の場合
3. 分社化を計画する会社、及び分社化により設立された5年未満の会社
- 保証料率 0.70% ●保証限度額 1,500万円 ●担保 不要
- 保証期間 10年以内 ●貸付利率 金融機関所定

○経営改善の取り組みをお考えの方

経営力強化保証

- 対象 象 認定経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の策定し、計画の実行及び計画進捗の報告を行う中小企業・小規模事業者
- 保証料率 0.45%～1.75%（責任共有対象） 0.50%～2.00%（責任共有対象外）
- 保証限度額 2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
- 保証期間 運転資金5年以内 設備資金7年以内（一括返済の場合は1年以内）
保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内
- 貸付利率 金融機関所定

事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）

- 対象 象 中小企業再生支援協議会等の支援を受け、事業計画の策定し、計画の実行及び計画進捗の報告を行う中小企業・小規模事業者
- 保証料率 0.68%（責任共有対象） 0.80%（責任共有対象外）
- 保証限度額 2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
- 保証期間 15年以内（一括返済の場合は1年以内）
- 貸付利率 金融機関所定

○必要な資金を迅速に調達したい方

当座貸越根保証

- 対象 象 ①同一事業の業歴3年以上で、2期以上の確定申告
②申込金融機関と与信取引が6ヶ月以上
③一定の財務要件を満たす
- 保証料率 0.39%～1.62% ●保証限度額 2億8,000万円

事業者カードローン当座貸越根保証

- 対象 象 ①同一事業の業歴3年以上で、2期以上の確定申告
②申込金融機関と与信取引が6ヶ月以上
③一定の財務要件を満たす
- 保証料率 0.39%～1.62% ●保証限度額 2,000万円

○新たな設備の導入や設備の更新をお考えの方

設備応援Gパワー保証

- 対象 象 中小企業・小規模事業者 ●保証料率 0.35%～1.80%
- 保証限度額 2億8,000万円 ●保証期間 10年以内
- 貸付利率 金融機関所定

「三つの支援」と事業承継支援

当協会では、信用保証業務のほかに、相談・診断・情報提供等の各種支援サービスに取り組んでおります。これらは大きく「創業支援」「経営支援」「再生支援」の「三つの支援」と「事業承継支援」に分かれております。

「三つの支援」と「事業承継支援」を、よりスピーディーかつ確実に実施するために、関係機関と連携しております。「群馬県中小企業支援ネットワーク会議」「群馬県経営サポート会議」の設置や、「認定経営革新等支援機関」との連携など、専門の機関がネットワークで結びつくことで、より質の高い中小企業・小規模企業者の支援を行えるよう努めております。

○創業支援

創業トータルサポート

相談

『創業応援チーム』、女性創業応援チーム『シルキー クレイン』による相談、創業計画の策定支援、創業後の経営相談など、創業者の皆様をサポートしております。

ガイドブック

創業をご検討されている方に向けたガイドブック『創業者の皆さんのための 創業計画サポートガイド ～創業計画の作り方から創業後のサポートまで～』を発行しております。

金融

国の保証制度「創業関連保証」「創業等関連保証」、県の制度資金「創業チャレンジ資金」「女性・若者・シニアチャレンジ資金」など、創業者のニーズに合わせた各種制度を揃えております。

広報・セミナー

創業機運の醸成を図るため、FM GUNMAとの共同制作番組『チャレンジ・ザ・ドリーム』を放送しております。また、創業者向けのセミナーを開催しております。

○経営支援・再生支援・事業承継支援

金融支援と経営支援の一体的な取り組み

経営力強化保証

金融機関と認定経営革新等支援機関が連携し、事業計画の策定支援や継続的な経営支援を図り、中小企業・小規模事業者の経営力を強化するための保証制度です。

事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）

中小企業支援機関の支援等を受けて策定した事業再生計画に従って資金調達の支援をすることで、中小企業・小規模事業者の活力を再生するための保証制度です。

群馬県経営サポート会議を活用することもできます。

金融機関・関係機関等との連携

群馬県中小企業支援ネットワーク会議

群馬県内の公的機関、金融機関及び支援機関等が連携して、県内の中小企業・小規模事業者の経営安定・発展を図り、地域経済の活性化に寄与することを目的とした当協会が事務局を務める支援ネットワークです。

参加機関が緊密な連携を図り、情報交換や講演等によるスキルアップに努めています。地域全体で中小企業・小規模事業者を支援しております。

群馬県経営サポート会議

個別の中小企業・小規模事業者を支援するため、当協会が事務局を務め、金融機関、支援機関、専門家等と連携し、具体的な支援手法等について話し合います。各機関が目線を合わせて、迅速に支援が行われるよう努めております。

当協会独自の取り組み

保証審査担当者等による相談・支援業務

営業部・各支店の保証課及び保証統括部 経営支援課で多様なご相談に対して、最適な対応策をご案内いたします。また、ご要望があれば、中小企業・小規模事業者の事業所等を訪問し、ご相談に対応いたします。

経営支援チームによる経営支援

営業部・各支店の保証課及び保証統括部 経営支援課の職員が「経営支援チーム」を組み、中小企業・小規模事業者の経営改善をサポートいたします。

外部専門家を活用した支援

中小企業診断士等の外部専門家を活用して、中小企業・小規模事業者の経営改善を支援いたします。助言・指導・計画策定支援などに係る費用は、国の補助金・協会独自の補助を組み合わせ、中小企業・小規模事業者の負担が軽減されるよう努めております。

財務支援課による返済正常化に向けた支援

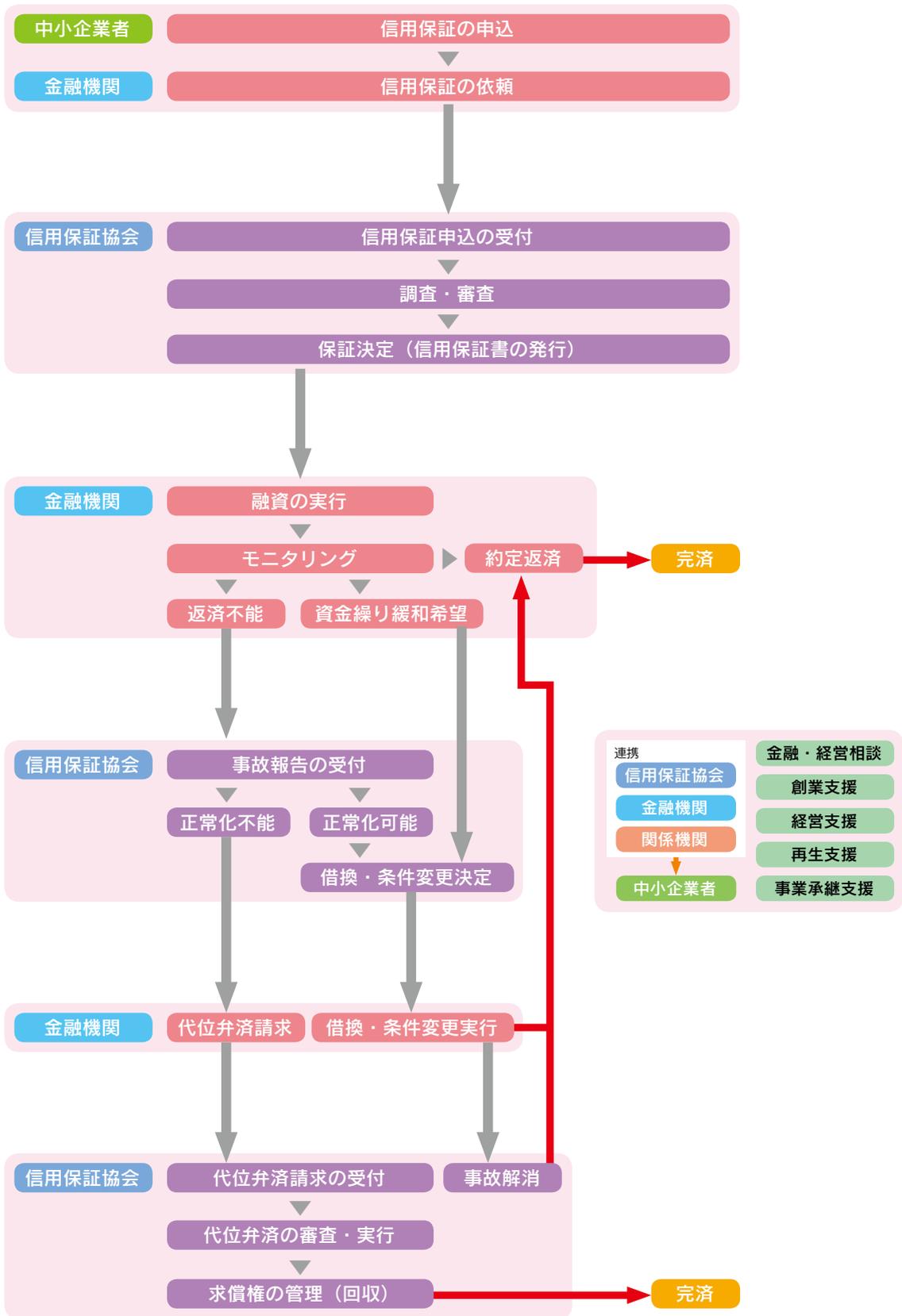
保証統括部 財務支援課では、返済条件を緩和している中小企業・小規模事業者に対して、取引金融機関と連携して借換や各種経営支援メニューについて提案をさせていただき、返済正常化に向けた支援を行っております。

保証制度による事業承継支援

次世代サポート保証・事業承継サポート保証 特定経営承継関連保証 など

中小企業・小規模事業者の事業承継に係る費用などを、国の保証制度、県の制度資金、当協会独自の保証制度で支援いたします。

業務の流れ



業務の流れ

調査・審査:	事業内容や提出された書類、面談、現地調査等に基づいて、企業の将来性や返済能力等を審査いたします。
保証決定:	調査・審査の結果、妥当と判断した場合は、保証決定となります。(ご希望通りの内容とはならない場合もあります。)
資金繰り緩和希望:	毎月の返済負担が重く、資金繰りの緩和を希望する場合、財務支援課が借換や条件変更のご相談に対応いたします。
借換:	信用保証付き借入金を借換することで、月々の返済額の軽減を図ります。
条件変更:	信用保証付き借入金の返済内容を見直し、月々の返済額の軽減を図ります。
金融・経営相談:	中小企業・小規模事業者を訪問し、ご相談に対応する「出前金融・経営相談」や当協会に設置している「金融・経営窓口相談」で、ご相談に対応いたします。
創業支援:	創業応援チーム、女性創業応援チーム「シルキー クレイン」が創業計画作成のサポートや、創業後の経営相談等に対応いたします。
経営支援:	経営支援課を中心とした経営支援チームが経営改善計画の策定等をサポートいたします。
再生支援:	求償権消滅保証等の抜本的な再生手法を活用して、中小企業・小規模事業者の再生をサポートいたします。
事業承継支援:	経営支援課が事業承継に関する相談等に対応いたします。
事故報告:	廃業や法人解散、休業、約定返済の遅延、返済期限の経過等により、金融機関が返済の履行が困難と判断した場合、金融機関から当協会に対して事故報告が提出されます。
事故解消:	事故報告が提出された後に、取引の正常復帰が可能と判断した場合は、借換・条件変更を行い、事故を解消いたします。
代位弁済:	事故報告が提出された後に、取引の正常復帰が困難となった場合は、当協会が中小企業・小規模事業者に代わって金融機関へ借入金を支払いいたします。
求償権:	金融機関に代位弁済し、取得した債権です。
求償権の管理(回収):	中小企業・小規模事業者と当協会の双方にとって一番良い返済方法を一緒に考えます。

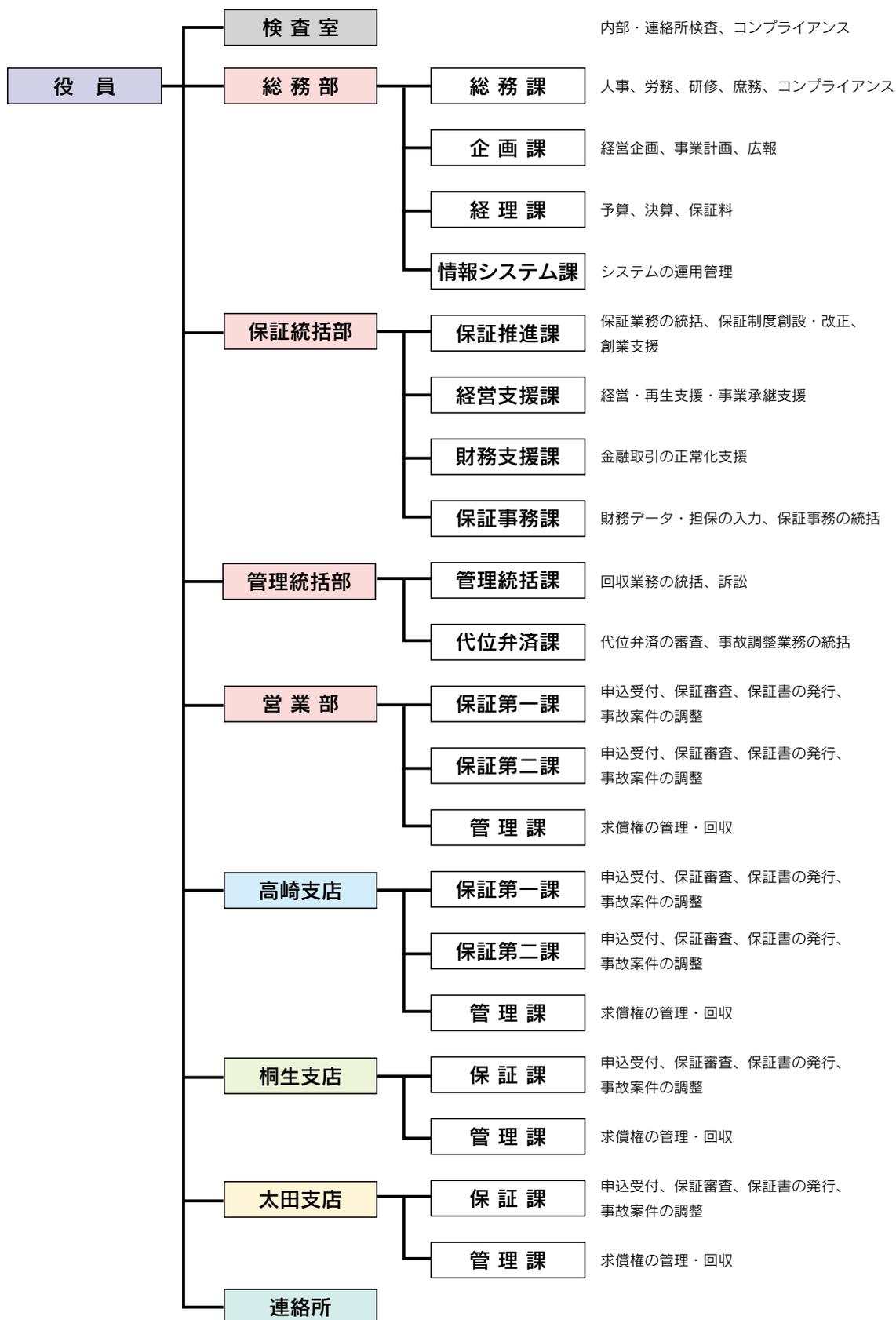
役員・組織体制

○役員

(平成30年6月1日現在)

役職	氏名	備考
会 長	青木 勇	常勤（前：群馬県 病院局長）
専務理事	阿部 吉伸	常勤（元：群馬銀行 執行役員）
常務理事	林 保雄	常勤（元：群馬県労働委員会 事務局長）
常務理事	佐藤 真一	常勤（元：群馬県信用保証協会 総務部部长）
理 事	塚田 宏	常勤（元：群馬県信用保証協会 保証統括部部长）
理 事	向田 忠正	非常勤（群馬県 産業経済部长）
理 事	清水 真人	非常勤（群馬県議会 産経土木常任委員会 委員長）
理 事	清水 聖義	非常勤（群馬県市長会 会長）
理 事	茂原 莊一	非常勤（群馬県町村会 会長）
理 事	齋藤 一雄	非常勤（群馬銀行 頭取）
理 事	吉永 國光	非常勤（東和銀行 頭取）
理 事	峯川 卓美	非常勤（群馬県信用金庫協会 会長）
理 事	小林 正弘	非常勤（群馬県信用組合協会 会長）
理 事	曾我 孝之	非常勤（群馬県商工会議所連合会 会長）
理 事	石川 修司	非常勤（群馬県商工会連合会 会長）
理 事	金子 正元	非常勤（群馬県中小企業団体中央会 会長）
理 事	牛腸 章	非常勤（群馬県繊維連合会 会長）
監 事	川野辺 達也	非常勤（群馬県議会 産経土木常任委員会 副委員長）
監 事	明石 智治	非常勤（群馬県 会計管理者）
監 事	武井 通真	常勤（前：群馬県信用保証協会 保証統括部部长）

○組織・機構（平成30年4月1日現在）



○窓口・業務担当区域

本店

〒371-0026 前橋市大手町三丁目3番1号 群馬県中小企業会館4・5・6階

部署名		TEL	FAX	業務担当区域
総務部	総務課	027-231-8816	027-234-8823	
	企画課	027-231-8874		
	経理課	027-231-8674		
	情報システム課	027-231-8796	027-231-8338	
保証統括部	保証推進課	027-231-8875	027-231-8814	県内全域
	経営支援課	027-219-6003		
	財務支援課	027-225-5025		
	保証事務課	027-219-6001	027-231-8096	
管理統括部	管理統括課	027-231-8946	027-231-8424	
	代位弁済課	027-231-8842		
営業部	保証第一課	027-231-8818	027-231-9459	前橋市、伊勢崎市、沼田市、 渋川市、北群馬郡、吾妻郡、 利根郡、佐波郡
	保証第二課	027-231-8819	027-231-9250	
	管理課	027-231-8820	027-231-8096	

高崎支店

〒370-0006 高崎市問屋町二丁目7番地2

部署名	TEL	FAX	業務担当区域
保証第一課	027-362-7733	027-363-2223	高崎市、藤岡市、富岡市、 安中市、多野郡、甘楽郡
保証第二課			
管理課	027-362-7734		

桐生支店

〒376-0023 桐生市錦町三丁目1番25号 桐生商工会議所会館4階

部署名	TEL	FAX	業務担当区域
保証課	0277-43-6211	0277-43-9181	桐生市、みどり市
管理課	0277-43-6212		

太田支店

〒373-0851 太田市飯田町1180番地

部署名	TEL	FAX	業務担当区域
保証課	0276-48-8811	0276-48-8810	太田市、館林市、邑楽郡
管理課			

本店



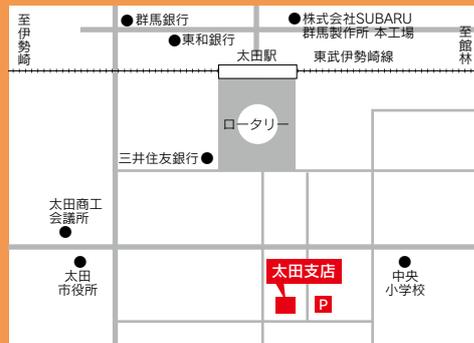
高崎支店



桐生支店



太田支店

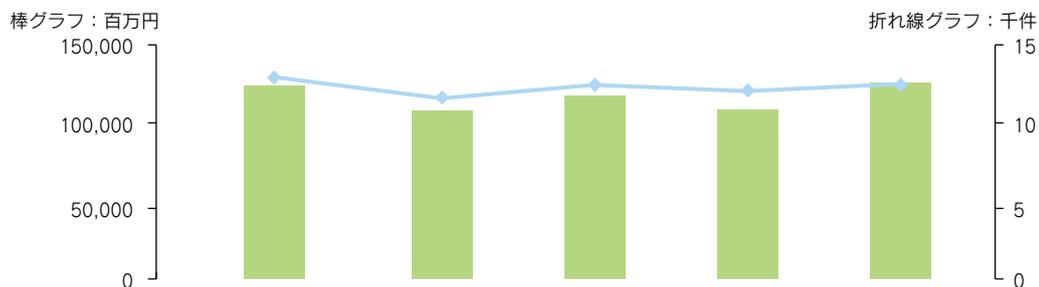


平成 29 年度の事業実績

○最近 5 年間の主要業務実績の推移

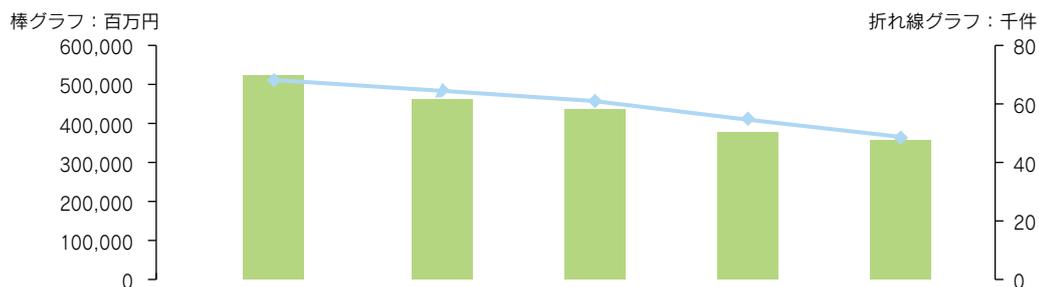
(金額単位：百万円)

保証承諾



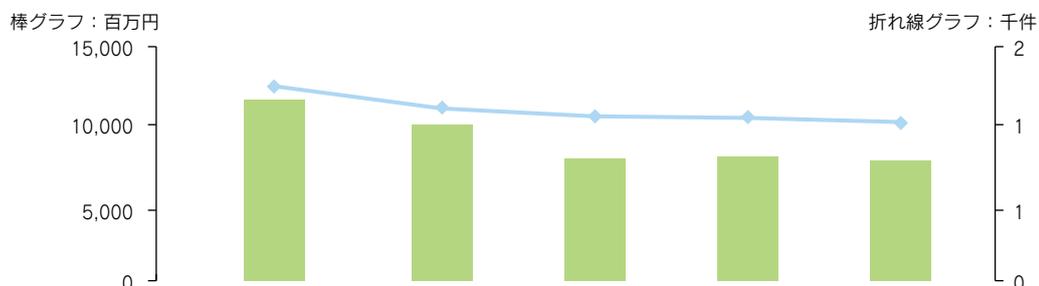
年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
件数	13,616	12,076	12,596	11,981	12,226
金額	121,677	106,960	116,022	107,418	123,577
前年度比	81.1%	87.9%	108.5%	92.6%	115.0%

保証債務残高



年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
件数	66,888	63,437	59,563	55,043	49,087
金額	517,629	462,689	421,366	379,513	347,090
前年度比	89.8%	89.4%	91.1%	90.1%	91.5%

代位弁済



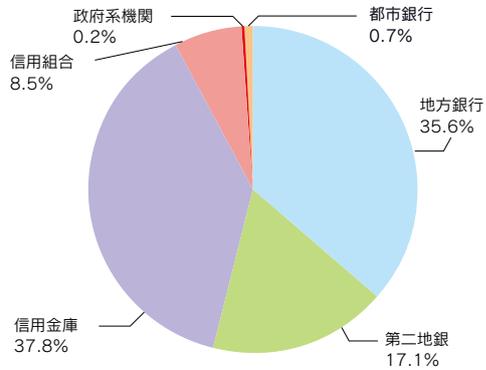
年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
件数	1,414	1,154	1,107	1,101	1,024
金額	12,286	9,801	8,090	7,959	7,605
前年度比	76.2%	79.8%	82.5%	98.4%	95.5%

※四捨五入のために個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。
構成比は百万円単位で計算しています。

○金融機関別実績

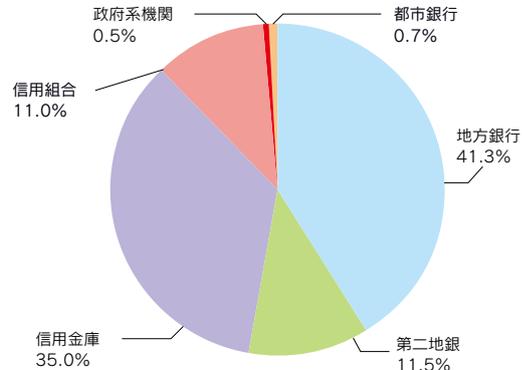
(金額単位：百万円)

保証承諾



	件数	金額	前年度比
都市銀行	34	890	69.2%
地方銀行	3,133	44,033	108.7%
第二地銀	1,979	21,149	129.4%
信用金庫	5,773	46,708	120.8%
信用組合	1,290	10,490	117.7%
政府系機関	17	308	18.2%
その他	0	0	-
合計	12,226	123,577	115.0%

代位弁済

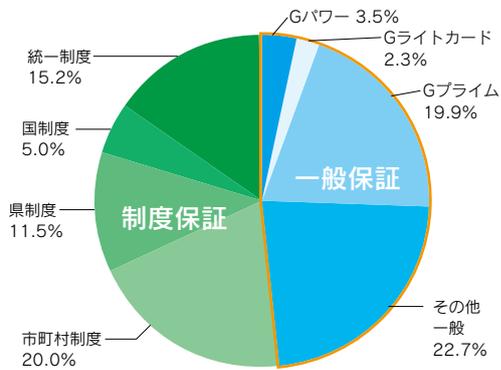


	件数	金額	前年度比
都市銀行	2	51	52.6%
地方銀行	363	3,139	102.9%
第二地銀	118	875	101.8%
信用金庫	407	2,662	83.1%
信用組合	131	839	114.8%
政府系機関	3	38	245.0%
その他	0	0	-
合計	1,024	7,605	95.5%

○制度別実績

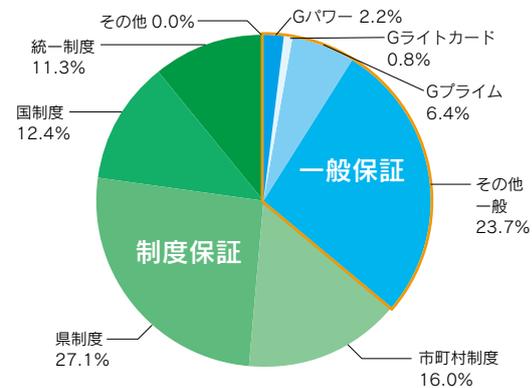
(金額単位：百万円)

保証承諾



	件数	金額	前年度比
一般保証	4,055	59,664	155.4%
Gパワー	288	4,295	91.5%
Gライトカード	681	2,814	-
Gプライム	863	24,547	-
その他一般	2,223	28,008	83.1%
制度保証	8,171	63,913	92.6%
市町村制度	4,209	24,740	85.0%
県制度	2,087	14,256	89.0%
国制度	247	6,188	112.2%
統一制度	1,628	18,729	102.0%
合計	12,226	123,577	115.0%

保証債務残高



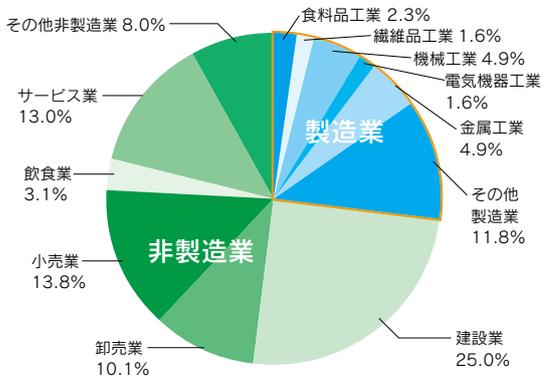
	件数	金額	前年度比
一般保証	10,529	114,684	113.9%
Gパワー	510	7,475	179.1%
Gライトカード	636	2,635	-
Gプライム	809	22,229	-
その他一般	8,574	82,345	85.3%
制度保証	38,558	232,407	83.3%
市町村制度	14,309	55,644	89.7%
県制度	16,571	94,228	76.0%
国制度	4,099	43,093	82.8%
統一制度	3,548	39,387	96.6%
その他	31	54	74.4%
合計	49,087	347,090	91.5%

※四捨五入のために個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。
構成比は百万円単位で計算しています。

○業種別実績

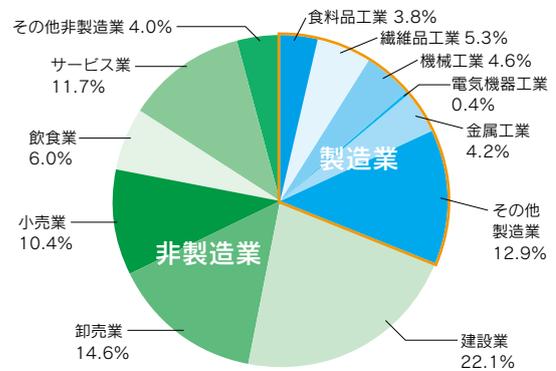
(金額単位：百万円)

保証承諾



業種	件数	金額	前年度比
食品工業	185	2,816	111.4%
繊維品工業	212	2,010	116.4%
機械工業	453	6,008	134.8%
電気機器工業	179	1,970	108.5%
金属工業	474	6,013	135.4%
その他製造業	1,344	14,535	122.3%
製造業計	2,847	33,352	124.2%
建設業	3,450	30,925	108.9%
卸売業	972	12,489	120.0%
小売業	1,799	17,053	121.2%
飲食業	650	3,852	112.1%
サービス業	1,805	16,031	106.2%
その他非製造業	703	9,875	107.9%
非製造業計	9,379	90,225	112.0%
その他	0	0	-
合計	12,226	123,577	115.0%

代位弁済

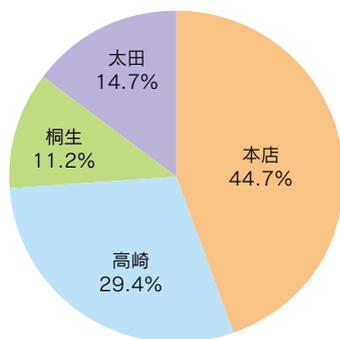


業種	件数	金額	前年度比
食品工業	22	291	88.9%
繊維品工業	35	400	93.1%
機械工業	42	352	88.5%
電気機器工業	8	32	114.4%
金属工業	47	318	49.4%
その他製造業	88	984	86.5%
製造業計	242	2,377	80.2%
建設業	277	1,684	138.6%
卸売業	131	1,108	115.0%
小売業	120	790	136.2%
飲食業	77	453	105.5%
サービス業	139	888	83.5%
その他非製造業	38	304	41.1%
非製造業計	782	5,227	104.7%
その他	0	0	-
合計	1,024	7,605	95.6%

○本・支店別実績

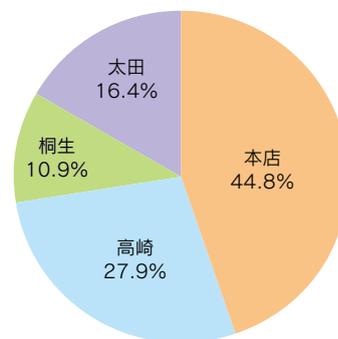
(金額単位：百万円)

保証承諾



支店	件数	金額	前年度比
本店	5,446	55,215	109.0%
高崎	3,789	36,368	120.1%
桐生	1,230	13,812	128.6%
太田	1,761	18,181	115.5%
合計	12,226	123,577	115.0%

保証債務残高

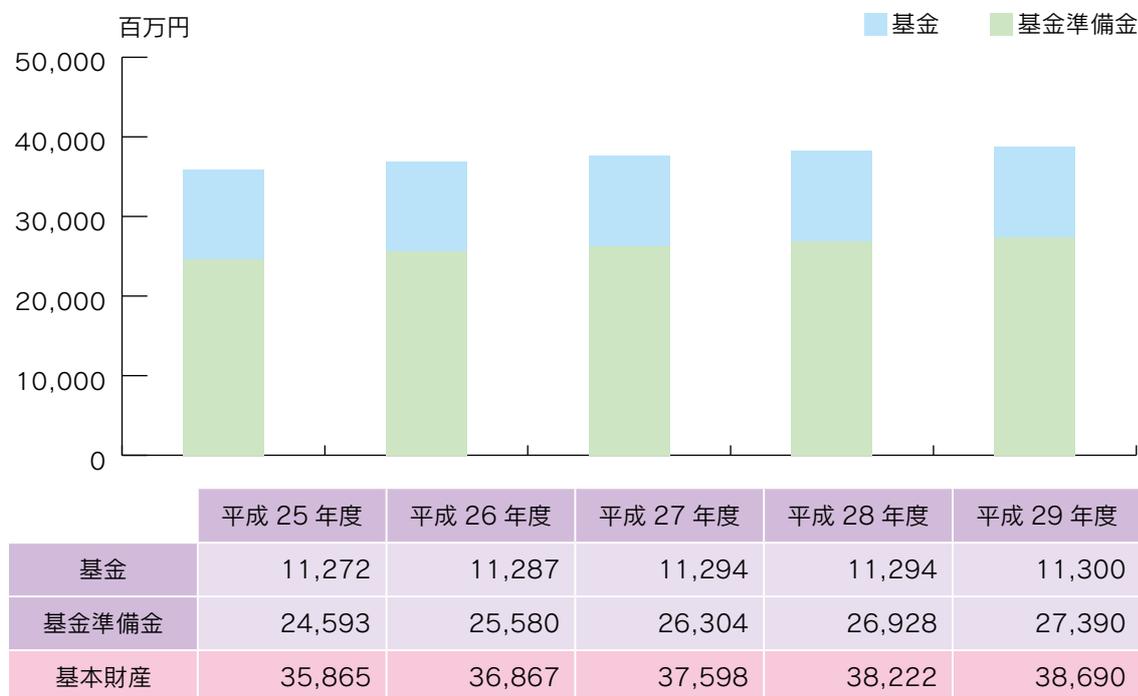


支店	件数	金額	前年度比
本店	21,365	155,632	92.6%
高崎	14,490	96,705	90.3%
桐生	5,260	37,825	92.4%
太田	7,972	56,929	89.8%
合計	49,087	347,090	91.5%

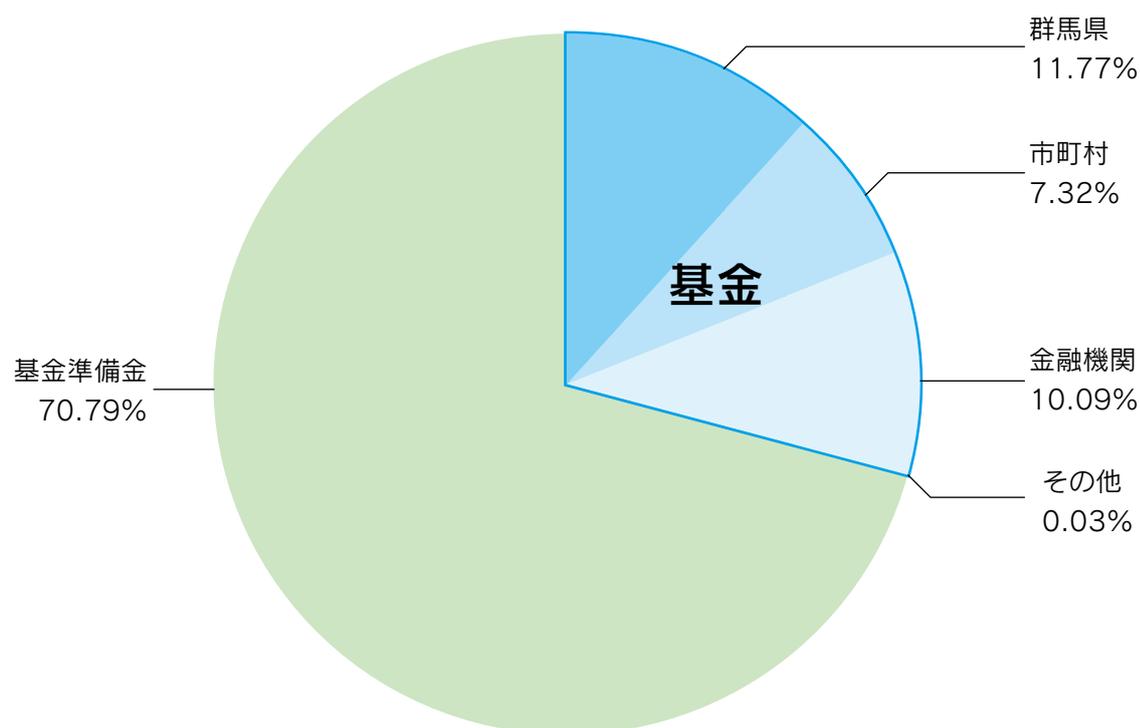
○基本財産

(金額単位：百万円)

最近5年間の推移



平成 29 年度末における基本財産の内訳

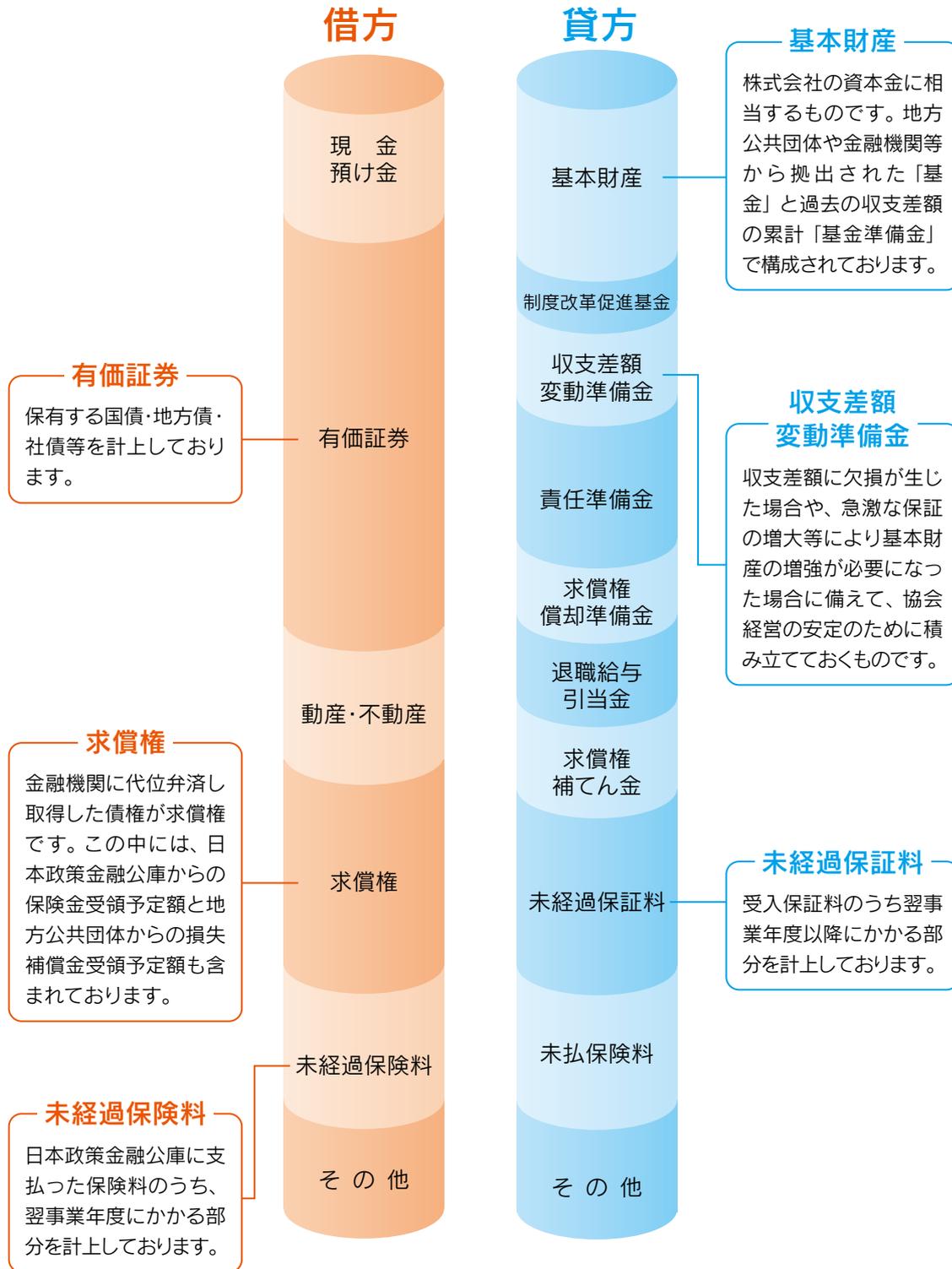


○貸借対照表 (平成 30 年 3 月 31 日現在)

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	688,975	基本財産	38,689,975,973
現金	688,975	基金	11,299,640,065
小切手	0	基金準備金	27,390,335,908
預け金	13,067,871,990	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	15,567,566,544
普通預金	4,817,593,990	責任準備金	2,245,458,028
通知預金	0	求償権償却準備金	519,724,682
定期預金	8,250,000,000	退職給与引当金	1,216,051,804
郵便貯金	278,000	損失補償金	872,422,750
金銭信託	0	保証債務	347,090,463,850
有価証券	48,437,655,000	求償権補てん金	0
国債	0	保険金	0
地方債	20,769,890,000	損失補償補てん金	0
社債	27,660,765,000	借入金	0
株式	7,000,000	長期借入金	0
受益証券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他有価証券	0	短期借入金	0
新株予約券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
再生ファンド出資	0	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	588,751,650	雑勘定	7,269,786,921
事業用不動産	562,344,008	仮受金	114,551,043
事業用動産	26,407,642	保険納付金	225,660,786
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	16,036,589
損失補償金見返	872,422,750	未経過保証料	6,893,657,517
保証債務見返	347,090,463,850	未払保険料	2,085,642
求償権	2,127,443,135	未払費用	17,795,344
譲受債権	0		
雑勘定	1,286,153,202		
仮払金	20,445,386		
保証金	2,059,200		
厚生基金	221,902,000		
連合会勘定	617,977		
未収利息	120,394,362		
未経過保険料	920,734,277		
合 計	413,471,450,552	合 計	413,471,450,552

○貸借対照表の用語解説

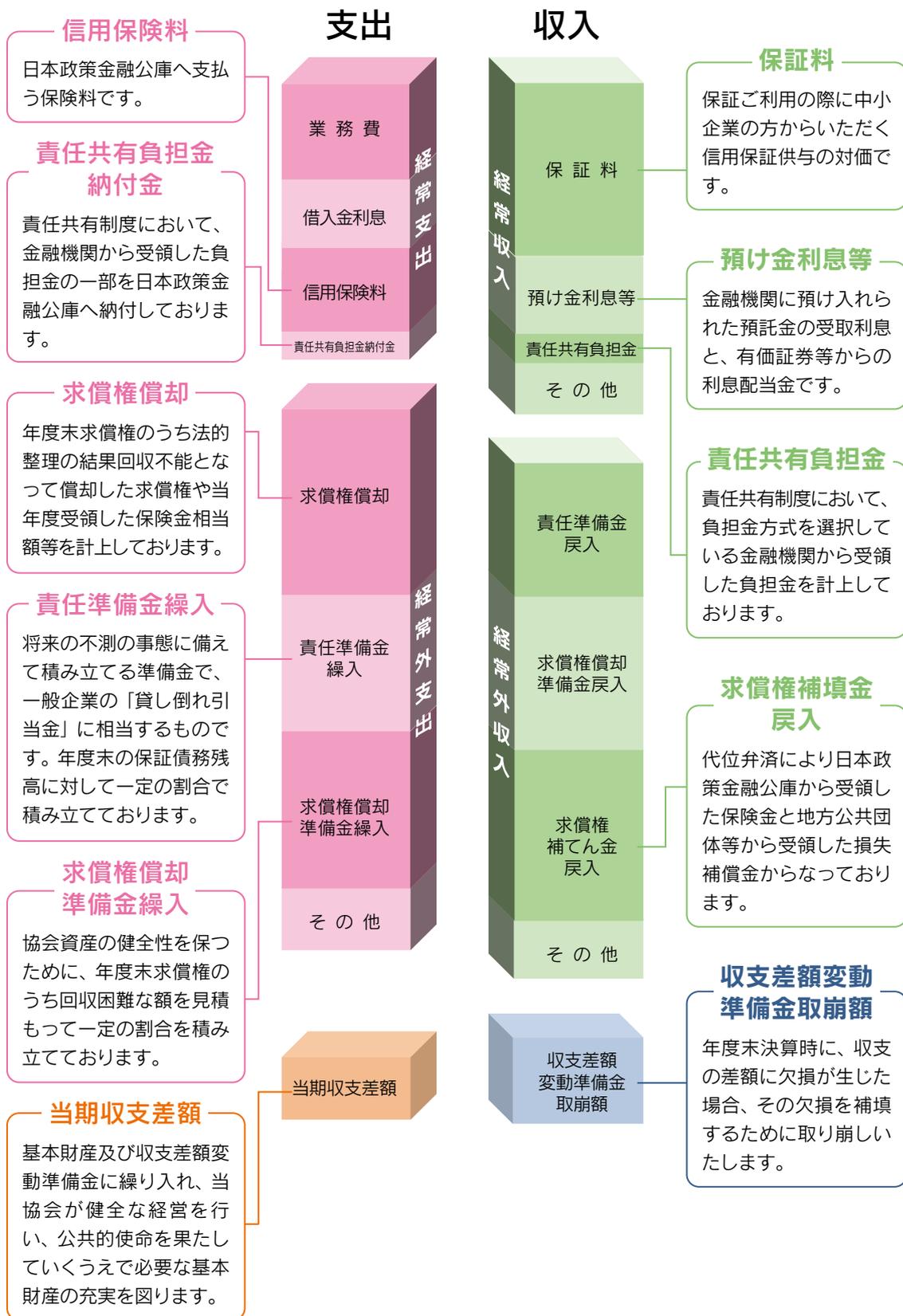


○収支計算書 (平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

(単位：円)

支 出 の 部		収 入 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常支出	3,801,570,854	経常収入	5,081,596,221
業務費	1,643,678,756	保証料	3,815,454,525
役職員給与	873,011,163	預け金利息	1,519,287
退職給与引当金繰入	78,003,043	有価証券利息配当金	642,260,256
その他人件費	159,613,091	調査料	0
旅費	1,739,900	延滞保証料	0
事務費	285,666,961	損害金	27,150,671
賃借料	65,227,197	事務補助金	29,664,055
動産・不動産償却	31,338,395	責任共有負担金	523,366,000
信用調査費	5,692,051	雑収入	42,181,427
債権管理費	67,497,563		
指導普及費	36,322,664		
負担金	39,566,728		
借入金利息	0		
信用保険料	2,064,226,466		
責任共有負担金納付金	88,850,440		
雑支出	4,815,192		
経常収支差額	1,280,025,367		
経常外支出	9,598,045,140	経常外収入	9,241,290,746
求償権償却	6,805,812,895	償却求償権回収金	227,762,873
譲受債権償却	0	責任準備金戻入	2,420,486,625
有価証券償却	0	求償権償却準備金戻入	418,763,232
雑勘定償却	23,195,278	求償権補てん金戻入	6,141,106,016
退職金	3,854,255	保険金	5,395,025,715
責任準備金繰入	2,245,458,028	損失補償補てん金	746,080,301
求償権償却準備金繰入	519,724,682	補助金	0
その他支出	2	その他収入	33,172,000
経常外収支差額	▲ 356,754,394		
		制度改革促進基金取崩額	0
		収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	923,270,973		
基本財産繰入額	462,270,973	収支差額変動準備金繰入額	461,000,000

○収支計算書の用語解説





群馬県信用保証協会

<http://gunma-cgc.or.jp/>

編集 総務部企画課 027-231-8874